

第610回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年11月25日（水）19：23～19：33

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1．開会
- 2．「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託」に係わる法に基づく民間競争入札開始時期の延期について
- 3．閉会

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（事務局）

小原参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第610回入札監理小委員会を開催します。

「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託」に係わる法に基づく民間競争入札開始時期の延期について、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、事務局から資料に基づいて説明いたします。

「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託」に係わる法に基づく民間競争入札開始時期の延期について御説明いたします。

概要ですが、公共サービス改革基本方針において、「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託」の実施期間を令和3年4月から令和5年3月までの2年間とし、同業務においては、令和3年4月より開始するため、民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会にて御審議いただいていたところ、以下に示す理由により、2回目の実施要項（案）の審議の延期及び法に基づく民間競争入札の開始時期を最大1年程度延期することとしたいと思います。

2番の事業開始時期を延期する事由について御覧ください。

まず、（1）競争環境の整備の必要性についてです。センターは、戸山病院及び国府台病院の2か所から成り立っております。現行の契約では、2か所の病院の医事業務を一括して一つの業者が請け負っています。

両病院の規模は、戸山病院が病床数763床・病棟数25棟、国府台病院が病床数300床・病棟数9棟であり、合計1,063床の全国でも大規模の病床数となります。事業者からのヒアリングによりますと、合計で1,000床を超える病院の医事業務を請け負うことは、人材確保の観点からリスクがあり難しいとのことであるため、現行では限られた業者しか受託できかねない状況となっています。現行契約では、実際に約5か月間の準備期間を設けたものの、結果的に1者応札となりました。

したがって、競争性を高めるためには、現在2つの病院の医事業務を一括して発注しているのですが、戸山病院と国府台病院で分割して発注するのか改めて検討すること、共同事業体での入札も可能となるように、どのような点が解消されれば参入しやすくなるのか小規模事業者に対してヒアリングを実施すること、といったようにできるだけ多くの事業者が参入できるような環境を整備する必要があり準備に時間を要するとのことでした。

続きまして、（2）小委員会での御指摘事項を踏まえた対応について御説明いたします。

令和2年9月9日に行われました本事業の1回目の実施要項（案）審議では、競争性を高めると同時に、サービスの質も確保できるよう入札参加資格について再度よく検討する

こと、確保されるべきサービスの質の評価の仕方について、より具体的で透明性の高いものとなるように評価項目及び点数配分を細分化すること、戸山病院と国府台病院の仕様書の書式を統一すること、契約方式については、現行の最低価格落札方式から総合評価落札方式への移行も検討してはどうかといった御指摘をいただきました。

このような御指摘事項に対応するためには、センターにてさらに実施要項（案）について検討する必要があります。また、これらの指摘を踏まえて新たに入札が実施できたとしても、現行のスケジュール案では事業者にとって十分な準備期間や引継期間が確保できない可能性が高いため、結果として競争性の確保につながらない、満足いくサービスを提供できなくなる等の懸念が出てきました。

（３）としまして、上記を踏まえた準備期間の確保の必要性です。

以上述べました（１）及び（２）を踏まえると、センターにてさらに市場化テスト実施に向けて契約方法の再検討、事業内容・競争環境の見直し、サービスの質の確保のために実施要項（案）を精査する必要があります、時間を要します。また、現在考えているスケジュールでは、事業者にとっても十分な引継期間が確保できているとは言い難い状況であり、新規事業者の参入の可能性が低い状況となっております。

したがって、準備期間及び引継期間をさらに確保する必要があることから、民間競争入札の開始時期を令和４年４月からの開始と最大で１年延期することとしたいと考えております。

民間競争入札の開始時期を延期するに当たっては、より競争性を高めることができるよう事業者に対するヒアリングを徹底して、競争の阻害要因となっている参入障壁をできるだけ下げよう工夫するとともに、既に実施しました第５９６回入札監理小委員会での指摘事項を踏まえた実施要項（案）となるように検討を進める予定であります。

事務局からは以上となります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託」に係わる法に基づく民間競争入札開始時期の延期について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

○川澤専門委員 閣議決定で決定されている期間の延長になりますので、やはりゼロベースで業務を見直し、それにかなり時間を要するといった抜本的な見直しが必要であると思います。それを前提として期間を延長したいというようなことであれば了承できるのでは

ないかと思います。

以上です。

○尾花主査 生島委員、お願いします。

○生島専門委員 新規事業者の参入の可能性を高めるために、今回、事業者に対するヒアリングを徹底して、競争の阻害要因となっている参入障壁をできるだけ下げないように工夫するということで、今回の期間延長を御提案いただいております。こちらの内容に関してはかなり具体的に踏み込んで、対策を組んでいただけるものと理解しております。そのようにした上で、今回の期間延長があるというふうに受け止めております。

このような事が前提であれば、延長はやむをえないと考えます。

○尾花主査 では、尾花から1点。

各委員の意見というのは、この資料に記載された2の(1)外的要因、2の(2)内的要因については、通常、予測できることであり、これをもってして1年の延長というのは小委員会としては非常に難しいと考えています。

とはいえ、センターの医事業務の支障のない継続ということから、どうしても必要だというお申出については、理解いたしました。

先ほどから委員の御指摘があったような検討事項の内容及びその検討の期限、そのロードマップのようなものを示していただき、進捗状況を事務局に御報告いただくということです。延期を必要とする理由の実現が明確となるような表現を入れていただければと思います。

○事務局 分かりました。ただいま委員の方々から御意見をいただきましたように、検討事項の内容ですとか期限、またはロードマップのようなものを具体的に示して、事務局に報告して延期をすることが確実に伝わるように少し表現を追加しようと考えております。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託」に係わる法に基づく民間競争入札開始時期の延期の審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託」に係わる法に基づく民間競争入札開始時期の延期につきましては、本日をもって、小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、本案の取扱いや

監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、本件の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

—— 了 ——